

住宅用家屋証明申請書 添付書類チェックリスト

個人が新築した家屋

<input type="checkbox"/>	・住民基本台帳又は住民票の写し
<input type="checkbox"/>	・確認済証
<input type="checkbox"/>	下記の内のどれか一つ ・登記事項証明書(全部事項証明書) ・登記完了証 及び 登記申請書

個人が取得した建築後使用されていない家屋

<input type="checkbox"/>	・住民基本台帳又は住民票の写し
<input type="checkbox"/>	・確認済証
<input type="checkbox"/>	下記の内のどれか一つ ・登記事項証明書(全部事項証明書) ・登記完了証 及び 登記申請書
<input type="checkbox"/>	取得年月日が分かる書類(下記の内のどれか一つ) ・売買契約書 ・売渡証書 ・登記原因証明情報 ・その他取得年月日が分かる書類
<input type="checkbox"/>	・未使用証明書

個人が取得した建築後使用されたことのある家屋(中古)

<input type="checkbox"/>	・住民基本台帳又は住民票の写し
<input type="checkbox"/>	・登記事項証明書(全部事項証明書)
<input type="checkbox"/>	取得年月日が分かる書類(下記の内のどれか一つ) ・売買契約書 ・売渡証書 ・登記原因証明情報 ・その他取得年月日が分かる書類 ・代金納付期限通知書(競売の場合)

<以下、該当する場合>

【特定認定長期優良住宅 又は 認定低炭素住宅の場合】	
<input type="checkbox"/>	「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」

<以下、該当する場合>

【特定認定長期優良住宅 又は 認定低炭素住宅の場合】	
<input type="checkbox"/>	「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」

<以下、該当する場合>

【新耐震基準に適合(※1)していない場合】	
<input type="checkbox"/>	下記の内のどれか一つ ・耐震適合証明書 ・住宅性能評価書 ・保険付保証証明書(既存住宅売買瑕疵担保責任保険)

【住宅以外部分(店舗、事務所、業務用倉庫等)がある場合】	
<input type="checkbox"/>	・平面図等 (住居床面積が90%を超えることが分かる書類)

【住宅以外部分(店舗、事務所、業務用倉庫等)がある場合】	
<input type="checkbox"/>	・平面図等 (住居床面積が90%を超えることが分かる書類)

【住宅以外部分(店舗、事務所、業務用倉庫等)がある場合】	
<input type="checkbox"/>	・平面図等 (住居床面積が90%を超えることが分かる書類)

【特定の増改築等がされた家屋の場合】	
<input type="checkbox"/>	<建物の売買価格及び売主が宅地建物取引業者であることが分かる書類>下記の内のどれか一つ ・売買契約書 ・売渡証書 ・登記原因証明情報
<input type="checkbox"/>	・増改築等工事証明書
<input type="checkbox"/>	【給水管等の改修工事を行った場合】 ・保険付保証証明書(既存住宅売買瑕疵担保責任保険)

【未入居の場合】	
<input type="checkbox"/>	・未入居の申立書(原本)
<input type="checkbox"/>	現住家屋の処分方法が決まっている場合 → ・現住家屋の処分方法が分かる添付書類 現住家屋の処分方法が決まっていないが、抵当権設定登記を急ぐ場合 → ・金銭消費貸借契約書 ・当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し等

【抵当権設定登記の場合】	
<input type="checkbox"/>	・金銭消費契約書 ・債務保証契約書 等

※1 新耐震基準に適合：登記簿上の建築年月日が昭和57年1月1日以降の家屋は新耐震基準に適合とみなします
ご不明な点等ございましたら、税務課資産税係(075-955-9508)までお問い合わせください。